

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
6 ため池等整備事業		6 ため池等整備事業	
(1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	<u>工事費（北栄町桜池における事業にあつては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用（以下この項において「補償費用」という。）のうち工事費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の6に相当する額及び事務費（北栄町桜池における事業にあつては、当該事務費から補償費用のうち事務費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の11に相当する額の合算額</u>	(1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	工事費の100分の6に相当する額及び事務費の100分の11に相当する額の合算額
(2)及び(3) 略		(2)及び(3) 略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。